

令和5年 第4回松前町農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和5年4月27日(木) 午前9時30分～午前10時50分
- 2 開催場所 松前町役場6階会議室
- 3 出席委員(13人) ※推進委員1人出席
- 4 欠席委員(1人)
- 5 議事録署名人の指名について(2人)
- 6 議事日程
 - 議案第104号 農地法第3条の規定による許可申請の件(4件)
 - 議案第105号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件(1件)
 - 議案第106号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件(2件)
 - 議案第107号 農用地利用集積計画の決定の件
 - 議案第108号 令和4年度農業委員会活動計画の実施状況と令和5年度農業委員会活動計画決定の件
- 7 農業委員会事務局職員(4人)

8 会議の概要

○事務局

ただ今より令和5年第4回松前町農業委員会総会を開催します。それでは、議長よろしくお願ひします。

○議長

～あいさつ～

本日は、〇〇委員が欠席する旨の連絡がありましたので、御報告します。松前町農業委員会会議規則第7条の規定により在任中委員の過半数が出席しておりますので会議は成立します。

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、2番〇〇委員、3番〇〇委員、兩名を指名します。

それでは、議案審議に入ります。議案第104号農地法第3条の規定による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまわりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号1番

土地の表示 〇〇、畑、面積 87 m²

譲渡人 〇〇

譲受人 〇〇 耕作面積 87 m²

坪単価 3,800 円

以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

〇〇〇委員

申請地の南側に所在する譲受人宅へ進入するには、申請地の北側の土地を通らなければならず、管理しづらい状況でした。そこで、自宅の裏にある申請地を管理してもらえないかということで譲受人に提案があり、話がまとまり申請に至ります。特に問題ないと思われます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続いて、受付番号2番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号2番

土地の表示 ○○、田、面積 566 m²

○○、田、面積 516 m²

譲渡人 ○○

譲受人 ○○ 耕作面積 1,082 m²

坪単価 3,000 円

以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

譲受人は農業機械等は持っておりませんが、必要であれば○○にいるデイワークをしている叔父から借りて作業を行っていくということで、耕作を行うことに関して問題ないと考えます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号2番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員
賛成の挙手

○議長
全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長
続いて、受付番号3番について、事務局より説明を求めます。

○事務局
受付番号3番
土地の表示 ○○、田、面積1,353 m²
譲渡人 ○○
譲受人 ○○ 耕作面積13,365 m²
坪単価 7,400円
以上です。

○議長
事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員
譲受人は○○で中堅的な農業経営をされており、機械は一式揃えています。耕作を行うことに関して問題ないと考えます。

○議長
説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員
質疑なし。

○議長
それでは、採決を行います。受付番号3番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員
賛成の挙手

○議長
全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続いて、受付番号4番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号4番

土地の表示 ○○、田、面積69㎡

譲渡人 ○○

譲受人 ○○ 耕作面積939㎡

坪単価 5,000円

以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の推進委員より説明をお願いします。

○○○推進委員

申請地の南側の農地は譲受人が管理しており、この農地を通らなければ申請地には行けない状況となっているため、申請地についても実質譲受人が管理しておりました。そこで、譲受人に今回の提案があり、申請に至ったものです。譲受人は、野菜等を作られている方で十分農地の管理ができることが見込まれます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号4番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、議案第 105 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件について、次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまりたく提案いたします。受付番号 1 番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号 1 番

土地の表示 ○○、田、面積 268 m²

申請人 ○○

転用目的 農家住宅

建築面積 59.94 m²

農地区分 甲種農地

以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

申請人の孫夫婦が帰ってくるため、申請地へ新しく申請人の夫婦が生活するための農家住宅を建てたいということで申請がありました。排水に関しては、申請地の右下の水路へ流し込むことによって、近隣への影響はないと思われれます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○○○委員

申請人にはもともと自宅があると思われれますが、そこに孫が入るので新しく農家住宅を建てるとするのは制度として問題ないのでしょうか。

○事務局

申請地はもともと青地農地で、農振除外を行っており、質問の件についても県と協議しているため、問題ないと思われれます。

○○○委員

こういった場合のマニュアル等、判断する際の基準はないのでしょうか。

○事務局

建築担当の方にあるかどうか確認します。

〇〇〇委員

要するに、県が許可したものに対して農業委員会で異議を唱える必要はないということですね。

〇議長

申請地については、農振除外により青地から白地になっています。その際に提出された資料を県が確認して許可を得ているので、〇〇委員が言ったことに値します。

〇〇〇委員

県に申請した際に、申請地に孫が新たに家を作るということで出されていたということはありませんでしょうか。既に家がある方がもう1軒家を建てるとするのはおかしいと思います。現在の申請者の家は農家住宅ですか。

〇議長

現在の家は、古いので既存宅地であると思います。

〇〇〇委員

現在の家の所有者は、移り住んでくる孫に変更されているのでしょうか。変更はされていないが、孫が移り住んで申請者は申請地に家を建てるという予定があるため、申請者の名前で家が2軒建つということでしょうか。

〇事務局

そこまでは確認できておりません。

〇〇〇委員

農業委員の使命は、農地であったものを宅地にするにあたって、生活排水による周りへの影響等を現地立会等を通して確認することではないかと思えます。

〇議長

他に質疑はございませんか。

〇議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

〇全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きますして、議案第 106 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまりたく提案いたします。受付番号 1 番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号 1 番

土地の表示 ○○、田、面積 265 m²

○○、田、面積 43 m²

○○、田、面積 53 m²

譲渡人 ○○

譲受人 ○○（持分 100 分の 99）

○○（持分 100 分の 1）

転用目的 農家住宅

建築面積 75.39 m²

使用貸借権の設定

農地区分 3 種農地

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて担当地区の推進委員より説明をお願いします。

○○○推進委員

現在、譲受人家族を含めた 3 世代で譲渡人の家に住んでおり、世帯人数は 9 人となっています。子どもの成長に伴い非常に手狭になっているため、孫家族が申請地に農家住宅を新たに建築するという事で申請が上がっております。排水については、西側の水路に流し、周りの農地や生活環境に影響を与えるものではないです。

○議長

説明が終わりました。質疑はありますか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続いて、受付番号2番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号2番

土地の表示 ○○、畑、面積184㎡

○○、田、面積880㎡

譲渡人 ○○

譲受人 ○○

転用目的 製品・資材置場、駐車場

所有権移転

農地区分 2種農地

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

申請地については、令和3年3月25日の総会において、○○から○○に譲渡するということで承認を受けておりましたが、名義変更をおこなっていませんでした。そこで、協議の上、3条許可を取り消し、今回の形での申請を行うこととなりました。○○は、申請地の裏に所在していますが、現在、駐車場、資材置場が不足しているため、今後業務範囲を拡大し、経営の維持安定を図るため、申請に至ったものです。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号2番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、議案第107号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画について、松前町長から決定の依頼があったので、委員会の意見を求めるため提案いたします。事務局より説明を求めます。

○事務局

説明の前に、1点お伝えいたします。農業経営基盤強化促進法が、令和5年4月1日に改正されまして、改正前の18条に記載されておりました、農用地利用集積計画に関することが削除されました。ですが、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律第5条によって、施行日から起算して2年を経過する日、又は地域計画が定められ及び公告されたときのどちらか早い日までの間は、従前の例により新たに農用地利用集積計画を定め、公告することができると規定されておりますので、今回から旧農業経営基盤強化促進法という表記に変わっております。

設定する利用権の種類 使用貸借権

利用権設定の期間 3年1か月

利用権の設定を行う件数 1件

利用権を設定する面積 1,264 m²

利用権を設定する作物 普通畑

設定する利用権の種類 使用貸借権

利用権設定の期間 10年7か月

利用権の設定を行う件数 1件

利用権を設定する面積 2,253 m²

利用権を設定する作物 普通畑

設定する利用権の種類 賃借権
利用権設定の期間 5年1か月
利用権の設定を行う件数 1件
利用権を設定する面積 566 m²
利用権を設定する作物 水稻

○議長

事務局の説明を終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。議案第107号について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、議案第108号令和4年度農業委員会活動計画の実施状況と令和5年度農業委員会活動計画決定の件について、審議決定たまりたく提案いたします。事務局より説明を求めます。

○事務局

こちらは、国からの通知により令和4年度から毎年度、最適化活動の目標を設定と最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価を行い、農業委員会等に関する法律第37条の規定により、その結果を公表し、併せて県知事に報告する必要があることから、定めるものです。

まず、「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」という資料を御覧ください。

Iの農業委員会の状況は令和4年4月1日現在の農業委員会の体制や各種統計調査等の数値を示しております。IIの最適化活動の実施状況につきましては、まず最適化活動の成果目標の(1)農地の集積で、集積目標として、愛媛県農業経営基盤強化促進に関する基本方針の中の集積目標69%を令和5年度までに達成するために510haという目標を立てましたが、実績としては、482haでした。新規実績としては、25haで、達成率は94.5%です。目標は達成できま

せんでしたが、確実に集積面積を増加させることができました。(2) 遊休農地の発生防止・解消についてですが、条件的に良くない農地が多く、耕作者の確保が困難であったことから、残念ながら解消の実績として数値はあがりませんが、毎年農業委員及び推進委員に実施していただいております農地パトロール等の活動を通じて、遊休農地や違反転用の発生を未然に防ぐということで、一定の成果は出ているものと考えております。(3) の新たに農業経営を営もうとする者の参入促進についてですが、現状で示している新規参入者は認定新規就農者の数を示しています。なお、平成 28 年度から平成 30 年度までの権利移動の平均面積の 1 割以上を新規参入者への貸付け等について農地所有者の同意を得たうえで公表する農地の面積を目標にしながらはならないのですが、現状松前町では、そのような公表をしておらず、農地中間管理機構を通じた貸し借りの面積を実績値にしています。今後は、農地を誰かに耕作してほしいという相談があった場合は、新規参入者に貸し付けることが可能か地権者に内諾を取るようになります。また新規参入者とは、農林水産省のHPから農業従事経験の有無を問わず、過去 1 年間に土地や資金等を独自に調達し、新規で農業経営を開始した経営の責任者をいうことなので、農地法第 3 条申請や利用権設定により、新規参入者を確認した場合は、記録しておくこととします。

Ⅱの最適化活動の活動目標としましては、令和 4 年度の実績として、9 月から 12 月を活動強化月間として、農業委員及び推進委員に農地パトロールを行っていただきました。推進委員等の点検・評価結果としましては、農業委員会としての目標達成率と皆様から提出いただいた最適化活動記録簿の内容から国の通知による採点方法によって、採点した結果点数が 6 点となりました。15 点未満だった場合「目標に対して期待をやや下回る結果となった」というものになることから、記載内容のとおりとなります。

Ⅲの事務の実施状況につきましては、農地法第 3 条に基づく許可事務や農地転用に関する事務の件数等を記載しております。

続きまして「令和 5 年度最適化活動の目標の設定等」という表題の資料を御覧ください。

I の農業委員会の状況につきましては、各種統計調査等の数値を記入しております。

Ⅱの最適化活動の目標につきましては、1 (1) の農地の集積は、現状及び課題のこれまでの集積面積が 482ha となっており、今年度末では 584ha を目標としております。この目標値は、先ほどの令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況の説明の際にお伝えしましたとおり、令和 5 年度までに愛媛県農業経営基盤強化促進に関する基本方針の中の集積目標 69% になるような目標値にする必要があるため、この数値としています。(2) の遊休農地の解消につきましては、既存事例の解消というのは難しい面もありますが、新たな遊休農地や違反転用を未然に防ぐという意味でも、農業委員及び推進委員による農地パトロール等の活動を継続していただきたいと考えております。また、農地所有者の意向を踏まえ国の施策等の活用を模索し、場合によっては非

農地判断をすることも視野に入れ、適切な解消策を検討します。(3)の新規参入の促進につきましては、先ほども申しましたように、農地を誰かに耕作してほしいという相談があった場合は、新規参入者に貸し付けることが可能か地権者に内諾を取るようになります。

Ⅱの最適化活動の活動目標につきましては、1人当たりの目標活動日数を6日間としています。これは国が決めた目標日数が、おおむね10日間としているため農業会議の担当者からの進言も考慮して、6日間としています。活動強化月間として9月～11月を農地パトロールの実施期間とする予定です。また、新規参入相談会への参加を1回行う目標とします。

○議長

事務局の説明を終わりました。質疑はありませんか。

○○○委員

可能であれば、次回は資料にページ数を入れてください。

○事務局

今後はページ数を入れるようにしたいと思います。

○○○委員

○○川の内側の畑の農地が水害等の発生により耕作しづらい状況となっています。そういった農地を農地から外すことはできないのでしょうか。

○○○委員

今後も人に耕作してもらえないような田がたくさんあり、農業委員にだれか耕作してもらえないかと言われても紹介が難しい場合があります。目標数値の分母を減らしてもらえないのでしょうか。

○事務局

先程も説明させていただいたとおり、県からも非農地判断の要請を受けていますので、検討したいと思っております。

○事務局長

地域計画の作成過程において、農地の集積について考えていかなければならないと思っておりますので、御協力をお願いいたします。松前町では非農地判断を取り入れていなかったため、今後検討していきたいと思っておりますが、税金が上がるなど、いろいろな作用が考えられますので、慎重に判断していきたいと考えています。

〇〇〇委員

非農地判断とはどういったものなのでしょうか。

〇事務局長

松前町では比較的少ないですが、中山間の方では物理的に作業がしづらい農地があります。非農地判断は、同農地を今後耕作ができないということで農地から外すということです。農地としてかかっていた規制がなくなるため、そこを悪用される可能性もあることを念頭におきながら検討したいと思います。

〇〇〇委員

農家住宅を建てる人は農業をしていないといけないのでしょうか。

〇事務局

農家住宅を建てられるのは、農業を行っている人です。松前町では、農家住宅を建築する際には、町内で 1,000 m²以上を耕作しているという農業従事者証明を添付資料として提出いただいております。

〇議長

その他何かございませんか。

〇委員

質疑なし

〇議長

それでは、採決を行います。議案第 108 号について、異議なしの方、挙手をお願いします。

〇全委員

賛成の挙手

〇議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

〇議長

議題については、以上で終わりとなります。次回の総会について、事務局をお願いします。

〇事務局

次回の総会日程を読み上げ。

○議長

以上を持ちまして、本日の日程は終了しました。これにて散会します。